

# 派出看護婦心得

大關和 (大關看護婦会、第6版、1919)

## 目次

- 一. 序説
- 二. 病室に就ての注意
- 三. 病人に就ての注意
- 四. 医師に対する義務
- 五. 家族に対する務め
- 六. 自身に就ての注意
- 七. 患家に於て終日勤むべき順序
- 八. 地方の病舎に聘せられし時の心得
- 九. 赤病病舎に於て勤務時間割
- 一〇. 死体取扱い方

## 附録

### 第一. 消毒薬製法

- 一. 石炭酸
- 二. 一磅 (ポンド) の石炭酸を二〇倍に溶解する方
- 三. 昇汞水
- 四. 石灰乳

### 第二. 病室の消毒

- 一. 被具の消毒
- 二. 器具の消毒
- 三. 便器及び便所の消毒
- 四. 医語

### 第三. 流動性食物調理法

### 第四. 恵の日

### 第五. 看護婦規則施行細則

### 第六. 市立病院派出看護婦の心得

## 派出看護婦心得

### 一. 序説

夫れ看護婦たらんとする者は、先ず普通の看護学を修むるを要す。精神に於ては仁慈、敬愛、温和、忍耐、謙遜にして挙動静粛、品行方正、言語を慎み、医師に対しては、能く其命を守り患者に対しては貴賤上下の別なく一様に信愛を以て其本分を尽くさざるべからず。

第一、患家に聘せられし時は、時計、体温器、体温表、日誌等の用意を忘るべからず。

患家に至りし時は、先ず患者の容体を伺い、病人の為に、入用なる器械の置場を考え病室にては、病院に対するに、最も謙遜丁寧にして、能く時間を守り、万事注意して看護に従事せざるべからず。

### 二. 病室に就ての注意

第一、清潔及消毒法、空気交換、温度平均等に注意すべし。

### 三. 病人に就ての注意

第一、体温脈拍、呼吸に注意し、次で薬用、食物、治療など凡て時間を守る事。眠、不眠凡ての排泄に注意する事。

### 四. 医師に対する義務

第一、謙遜丁寧にして其命ぜらるる處に従い能く薬用治療の時間を守り、秩序正しく患者の病状は明細に記載し、来診の時は之を示して参考に供すべし。常に尊敬の意を表し、投薬治療上の事に至りては、決して口を容るべからず。唯命ぜらるる處を堅く守り、言語を慎み仮にも不敬、不遜の挙動あるべからず。日誌を採るときはペン又は筆にてとるべし。鉛筆を持ちうべからず。不敬なり。

### 五. 家族に対する義務

温順にして能く其家風を悟り、起臥の時間、食事の時間等に仮令(たとえ)不完全の廉(かご)ありとも決して不快の挙動を顕すべからず。

又食物不十分なりとも、決して口外すべからず。病家に於ては、家族皆な病人の為に心を勞し転倒して居る者なれば出来得る丈け之を助け慰め、己れの事など決して心配なさざる様注意せざるべからず。又病人の為になすべき事は皆己れの責任なれば、成べく他人を勞することなく、而して病人をして満足せしむる様心を持ちうべし。

### 六. 自身に就ての注意

挙動静粛、精神平和、言語を慎み、能く忍耐し、体身を清潔になし、食物労働共に能く衛生に適する様勤むべし。

### 七. 患家に於て終日勤むべき順序

朝食前に為すべき事。起き出ると直に嗽い手水をつかい、髪を結び、衣服をあらため、病室に入る。

第一、患者の体温を測り脈拍呼吸を測定し、日誌に記載する事。

第二、患者に嗽い手水をつかわせ、直に食前の薬を與(あた)うる事。

第三、病院の顔に芥(ちり)のかからざる様、西洋手拭の類を以て覆い、掃除をなし窓戸(まど)を充分に開き空気の交換を為すべし。若し病人大患にあらざれば、此際病床を交換するをよしとす。空気交換の爲め窓戸を開き置くは六分間を定時とす。

第四、牛乳、スープ等の滋養食を供する場合には、此時を以てすべし。次で朝食を供す。凡て病人の食物は自から背筋を負て供するものとす。薬用食事も、之を用いたる前後には、必ず含嗽(うがい)をなさしむべし。最も病人の都合によりて自分食事を先になすものもあり、臨機その家風我は病人の命に従うべし。

第五、患者に朝食を供し、後ち自分食事をなすべし。

朝食後九時或は十時にてても、医師に命ぜらるる時に於て兼用薬を與る事。十一時に食前の薬を與え、十一時三十分の体温を測り、十二時に昼食を供す。

午後二時乃至三時にてても、医師の命ずる時に於て再び兼用薬を與う。三時半に体温を測り、四時に食前の薬を與う牛乳等を用いる患者ならば、体温測定後直に與うるを良とす。五時に夕食を與うる事。最も食事起臥の時間は、家風に由て大(おおい)に異なるものなれば、適宜に與うるを良とす。夜分は八時に於て兼用剤を與え後静に安眠を促すべし。此外、尚滋養飲料又は治療等ある時は、定まる時間外に於てなすべし。最も大切な治療の時は此限りにあらず。

時間を怠り定時を失するは、業務混乱して治療上大に不利を來す事あり、能く注意せざるべからず。

又大病にして助手を得し時は、必ず責任を分担し、服務混乱せざる様になすべし。或は昼間看侍(かんじ)、夜間看侍と別つ時は朝食時即ち八時に交代し、夜分八時に交代するを以て等分たるべし。昼間看侍の者は朝食を供するを以て初とし夜八時の薬を與うるを以て終りとす。

夜間看護の者は、夜分為すべき事は時間を定めて或は滋養を與え、或は注射を為し、或は水嚢を貼し、或は薬を與え、又は、含嗽、排便等、其間に於ては、褥創の注意、身体摩擦等、又冬日に於ては、暖爐の注意等怠るべからず、朝は病人の醒覺せざる前に自から髪を結び、嗽い手水をつかい、衣服を更め、病室に來り第一暖爐の火を適宜に燃し病人醒覺せし時は、先ず嗽い手水をつかわせ薬を與る等次で体温を計り

(病人の都合に依ては前(さ)きに体温を計る事もあり), 含嗽済み次第薬を與うべし, 而して順序正しく食前の仕事をなし終り朝食を供せんと云う處にて昼間看侍と交代するなり.

又三人にて看護に従事なす時は, 一人は, 普通人と同じく朝六時より夕十時迄勤むるものとす. 一人は朝六時より正午十二時迄就眠し, 午後一時に交代し, 病室に入る. 又た他の一人は午後二時より八時迄就眠して, 九時に交代す. 昼間看侍の者九時に交代し, 入浴して眠につく. 斯くなす時は三人の看護婦を以て, 昼夜兩人つつ附添い居らるるなり. 重症者にありて, 手のかかる病人なれば, 斯くなす事双方のために好しとす.

夫れ病いは, 種々あれば, 一様に看護なす能わず. 其病症に依て適宜の看護するものとは雖も殊に伝染病の如きは, 独り病人を看護するのみの目的にあらずして, 一家村市都府或は全国にも及ぼすものなれば看護婦の任又大なりと謂わざるべからず. 殊に近年多く流行する赤痢病の如きは嚴重なる予防消毒をなさざれば, 増々蔓延するものなり. 故に政府に於ても其予防消毒を嚴重になすべき旨全国へ布達されたり.

然れば流行の際は各警察署より官報の二字を附し打電せらるる者なれば, 是れに応じ派出する看護婦の責任最も大なり. 看護を以て天職となるもの此国難に際し, 不幸なる同胞を助け, 以て国恩に報ぜざるべからず. 該病たるや主に貧困なるものに多く患家の不潔また謂うに堪らざるものあり. 是を清め是を消毒し, 是が予防を為す事また容易にあらず. 実に困難なり. 快く此困難に堪え其任務を全うする處のものは神に事(つか)るの信仰を持つものと, 国に報ゆるの忠心厚きものとにあり. 又此責任を盡すを得ず. 半途にして歸会し, 又は同僚と不和合等にて, 患者及び患家に不快を感じしむる等あるものは, 神に対するの信仰もなく国に報ゆるの節操もなく, 同胞に盡くすの愛情もなく, 人類の面を覆も猶禽獸に異ならざるものなり.

看護の重任を負う者能く自身を顧み慎まざるべからず.

(以下略)

\* 旧字旧かな使いは, 新字新かな使いとした.